

健全化判断比率及び資金不足比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定に基づき、令和元年度決算における健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を算定しました。

1. 健全化判断比率

区 分	算定年度		早期健全化 基準	財政再生 基準
	令和元年度	平成 30 年度		
実質赤字比率	—	—	12.80	20.00
連結実質赤字比率	—	—	17.80	30.00
実質公債費比率	5.0	5.0	25.0	35.0
将来負担比率	3.9	3.3	350.0	—

※比率が算定されない場合は「—」で表示

※早期健全化基準を超えると、財政健全化計画の策定、外部監査等を行わなければならない。

※財政再生基準を超えると、財政再生計画の策定、計画について国の同意手続、地方債の制限等を行わなければならない。

【主な増減要因】

▽実質赤字比率及び連結実質赤字比率

継続して赤字は発生していません。

▽実質公債費比率

3ヶ年平均（平成 29～令和元年度平均）で 5.0% となり、前年度（平成 28～30 年度平均）から変動はありませんでしたが、単年度の比較では 5.2% から 5.0% と 0.2 ポイント減少しました。

単年度の減少の主な要因としては、平成 20 年度に新庁舎整備や犬山富士線整備のために借り入れた市債の償還が平成 30 年度に終了したこと等により、元利償還金が約 8 千万円減少したためです。

今後も早期健全化基準を上回る見込みはありません。

▽将来負担比率

前年度に比べ 0.6 ポイント増加しました。

増加の主な要因としては、国の算定による標準財政規模が約 1 億円減少したため

です。

今後も早期健全化基準を上回る見込みはありません。

2. 資金不足比率

区 分	算定年度		経営健全化 基準
	令和元年度	平成 30 年度	
水道事業会計	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	20.0
犬山城費特別会計	—	—	20.0
木曾川うかい事業費 特別会計	—	—	20.0

※比率が算定されない場合は「—」で表示

※経営健全化基準を超えると、経営健全化計画の策定、外部監査等を行わなければならない。

【主な増減要因】

継続して資金不足は発生していません。